

福知山市住民自治検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 持続可能な住民自治を推進するため、住民自治を担う組織や制度のあり方について検討する福知山市住民自治検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は委員12人以内で組織し、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(検討会議の職務)

第3条 検討会議は、住民自治組織によるまちづくりを実現するための方向性等について検討及び協議を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、専門的知識が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討会議に事務局を置き、経営戦略課、まちづくり観光課、総務課、地域医療課及び生涯学習課の職員をもって充てる。

- 2 事務局は、会議の連絡及び運営にあたる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、経営戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。